

広島県告示第六百二十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 効力を有する期限 | 備 考 |
|--------------------|-----------------------|-----------|-----|
| J R 広島病院 | 広島市東区二葉の里三丁目一番三六号 | 令和七年八月一七日 | 更新 |
| 医療法人社団中川会 呉中通病院 | 呉市中通一丁目三番八号 | 令和七年八月一七日 | 更新 |
| 医療法人社団一陽会 原田病院 | 広島市佐伯区海老山町七番一〇号 | 令和七年八月一七日 | 更新 |
| 安芸太田病院 | 山県郡安芸太田町大字下殿 河内二二六 | 令和七年八月一七日 | 更新 |